

令和4年8月18日

内閣府特命担当大臣（防災）

谷 公一 殿

公明党 令和4年8月3日からの大雨災害対策本部

本部長 大口 善徳

事務局長 塩田 博昭

令和4年8月3日からの大雨災害に対する緊急要請

東北地方を横断する低気圧や北陸地方で停滞する前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込み、北日本から東日本では4日にかけて、東北や北陸地方を中心に断続的に猛烈な雨が降り、記録的な大雨となった。東北や北陸地方では、河川の氾濫、浸水被害、土砂災害など甚大な被害の爪痕を残し、青森県、山形県、新潟県、石川県、福井県は35市町村に災害救助法の適用を決定している。また、伊豆半島に上陸した台風8号による大雨や、全国的に大気不安定となり所々で猛烈な雨が降るなど、被害は長期化・深刻化しており、被災地へのさらなる強力な支援が求められている。

公明党は、「令和4年8月3日からの大雨災害対策本部」を設置し、災害応急対応に総力を挙げて取り組むとともに、国会議員、地方議員が被災地に入り、被災者、被災自治体などから声を伺い、現場の実態や様々なニーズを調査してきたところである。

政府においては、引き続き行方不明者の捜索、二次被害防止、被災者支援等に全力を挙げるとともに、新たに、被災者の生活と生業の再建に向けた対策パッケージをまとめるなど、被災現場の実態に即した迅速かつきめ細やかな支援策を講じることを強く求める。

以下、わが党が行った現場の調査を踏まえて、具体的にその内容等を要請する。

記

1. 行方不明者の捜索・救出

○引き続き、行方不明者の捜索・救出に全力であたること。

2. 激甚災害の指定、必要十分な財政支援

○速やかな復旧を図るため、激甚災害として早期に指定すること。

○公共施設の災害復旧事業に当たり、必要な予算を確保するとともに、土砂撤去など災害応急対策に伴う財政需要について、特別交付税などの特段の財政措置を行うこと。

○災害復旧事業および災害対策関連事業について、必要な財源確保を行うこと。

3. 被災者および農林漁業関連被災事業者への支援

○被災者の生活再建支援のため、災害援護資金貸付金、生活福祉資金貸付金の貸付利子が無利子にするなど、必要な支援を行うこと。

○被災者に対するきめ細かな相談・支援体制を構築し、誰一人置き去りにしない生活再建と心の復興を図ること。

○被災者からのニーズが高い上水道の早期復旧を関係機関へ要請するなど、断水の早期解消を図ること。

○今回の大雨により被災した農地・農業用施設、林道等の早急な復旧のため、十分な予算を確保すること。

○村上市及び関川村では、1600棟超の床上・床下浸水、車の水没等により、発災後、住まいと移動手段に支障がでている。当面の住居の確保や移動手段が必要なことから、県営・市営住宅の活用、民間アパート等の借り上げ、移動のためのタクシー代補助など、被災者のニーズに応じたきめ細かな支援を講

ずること。特に、災害弱者である一人暮らしの高齢者等に寄り添った支援を講ずること。

○農林水産業については、農作物等の被害状況の早期把握に努めるとともに、早期復旧への支援を講ずること。特に、農業については、田畑に泥が流入するなど、被害が大きくなっていることから、堆積土砂の撤去等により、頭首工や用排水路、農道等の早期の機能回復を図ること。

○農林漁業セーフティネット資金等については、融資枠の確保や貸付限度額の引き上げ、金利負担の軽減等を行うこと。また、共済金・保険金の早期支払いを実施すること。

○被災した漁業者を支援するため、内水面漁業・養殖の共同利用施設等の早期復旧を後押しすること。

○集中豪雨によって農地の浸水被害が広がっている。水稻や大豆が広範囲に枯れて、腐り始めている状況に生産者からは早期の共済支払いを求める声が出ており、共済組合では皆無申告の受付をはじめ、仮払いに可能な限り応じる姿勢をとっている。そこで来年以降の営農意欲を維持し生産活動を持続して頂くためにも、共済の早期仮払いについて、国としても前面に立って対応すること。

○令和2年施行の防災重点農業ため池に係る防災工事等に関する特別措置法によって、全都道府県では計画的に事業を推進しているが、頻発する豪雨災害の状況に鑑み防災重点農業ため池の整備を加速すべき。特に地震豪雨耐性評価の推進について、優先的に実施すべき基準に該当するため池の評価と防災工事、廃止工事を、国は都道府県と協議の上、技術支援や人的支援を含めて推進すること。

○中小企業等に対し、本災害の影響を受けた事業者が速やかに事業再開できるよう、なりわい再建支援事業制度など、必要な支援を行うこと。

- 被災した社会福祉施設が早期にサービスを再開できるよう、設置主体や施設の種類にかかわらず、復旧費用や設備・備品においても、災害復旧国庫補助金の対象とし、必要な支援を行うこと。
- 土石流や流木の流出により家屋が損壊し、大量のガレキが発生したことから、早期のガレキ処理を図れるよう、関係団体への協力要請を行うこと。
- 浸水した家にあったものの片付け方法や、土砂かきなどの清掃方法、消石灰の利用など適切な消毒方法について、被災者の立場に立った、丁寧な情報提供を行うこと。
- 寒冷地である被災地において灯油ボイラーは不可欠であり、冬場に向けて確実に確保できるよう、関係団体に対し安定供給並びに優先調達を要請すること。

4. 災害復旧事業の迅速化、水害対策の強化

- 河川、道路、鉄道、橋梁、砂防、農地など被害施設の早期復旧を図ること。河川法上の河川以外で市町村が管理している普通河川や自然河川の復旧についても早急に何らかの対策ができないか検討し、結論を得ること。
- 損壊した水道施設の早期復旧に向け、災害復旧費国庫補助金の早期採択および財政支援の拡充を行うこと。
- 福井県内の国道8号は、南越前町大谷において路肩崩壊や土砂流出により8月5日から92時間にわたり全面通行止めとなり、県民の生活に甚大な影響を与えた。被災箇所を早期に復旧するとともに、このようなことが再び起こらないよう、土砂流出対策はもとより、過去から大雨、大雪等で通行止めが発生している南越前町大谷～敦賀市田結間のバイパスを早期に整備すること。

また、関西・中京地域と北陸地域をつなぐ重要な公共交通インフラである

JR 北陸本線においては、線路設備等に深刻な被害が生じていることから、速やかな全線復旧を図るよう、JR 西日本に対し指導することまた、運行が回復するまでの間、必要な生活交通を確保できるよう、自治体等が実施する代替交通の確保について支援を行うこと。

- 福井県内を走る北陸自動車道は、敦賀 IC から今庄 IC 間において、土砂流入により 8 月 5 日より全面通行止めとなり、県民の生活に甚大な影響を与えている。被災箇所を早期に復旧するとともに、このようなことが再び起こらないよう、関係機関と連携して、中日本高速道路株式会社において、北陸自動車道（敦賀 IC から今庄 IC 間）への土砂流出対策を進めること。
- 青森県の津軽線、五能線において土砂流入や路盤流出、橋梁傾斜といった被害が出ている。早期復旧工事がなされるよう、早期復旧と営業再開を図ること。
- 山形県置賜(おきたま)地域の重要な公共交通である JR 米坂線小白川橋梁の崩落をはじめ、路線冠水による軌道損壊からの早期復旧と営業再開を図ること。
- 磐越西線の濁川橋梁の崩落を受けて、代行バスによる運航を JR 東日本が開始したが、地域住民の生活の足である磐越西線の早期復旧工事がなされるよう、JR 東日本に強く求めること。
- 法面崩落で国道 113 号新潟山形南部連絡道路の通行止めにより小国町は数日間孤立した。東日本大震災時に緊急物資輸送道路となった同道路の高規格化早期実現を図ること。
- 7 月から 8 月の豪雨により、東北地方整備局管内では複数の落橋被害が発生。通勤・通学や物流及び観光客の足等に大きな影響が出ており、仮橋の架設を早急に行う必要が出ている。仮橋設置にはいくつかの方法があるが、例えば組み立て式の仮橋設備について東北地整所有は 3 設備で、現在 2 設備が既に

使用中という現状。よって国としては仮橋を速やかに架設して地域の社会経済活動の停滞を防ぐ観点から、必須インフラとして所有仮橋設備の増強を図ること。

○今回の豪雨で最上川河道掘削や護岸設置、支障木撤去等水位上昇に流域治水プロジェクト推進で効果発現が認められことから更なる推進を図ること。

○山形県川西町のため池が決壊し、下流の民家に甚大な被害が乗じていることなどから、令和2年施行の防災重点農業ため池に係る防災工事等に関する特別措置法によって、全都道府県では計画的に事業を推進しているが、頻発する豪雨災害の状況に鑑み、防災重点農業ため池の整備を加速すべき。特に地震豪雨耐性評価の推進について、優先的に実施すべき基準に該当するため池の評価と防災工事、廃止工事を、国は都道府県と協議の上、技術支援や人的支援を含めて推進すること。

○従来東北地方は比較的水害は少なかったが、近年の気候変動から最近では西日本と変わらない降水量を記録しており、線状降水帯の出現も多発し水害が頻発化、激甚化している現状である。今後の国土強靱化事業や防災・減災対策事業においては、こうした東北地域の気象傾向の変化と被害状況の実態を踏まえ、流域治水対策や排水対策の強化を着実に進めること。

○青森県外ヶ浜町で発生した局地的な被害の原因として、国有林が大雨によって根こそぎ沢に沿って下流に流され、その流木が橋をせき止めダム化して大きな浸水被害を起こし、流木が住家を破壊した指摘されている。この森林の整備については営林署にも要望していたが、対応されてこなかったとの住民の声もあり、国として今後検証すること。その上で国は砂防ダムの設置や適切な森林整備と山の管理に努めること。

○山形県内で600棟に及ぶ住家・非住家に床上床下浸水被害と最上川本川と支川など18河川80カ所以上が損壊した。災害査定の迅速な実施と採択を急ぐとともに、復旧への人的支援体制の充実強化、国と町の相談体制の構築

を図ること。農業施設・林道・農道等の被害も甚大であり農業者が再生産への意欲を失わない支援を行うこと。

○氾濫した秋田県由利本荘市の芋川について、未改修区間の早期完成など改良復旧を行うこと。また、同市内の赤田地区では崩れた土砂が民家に流入する被害が発生しており、災害復旧に向けた財政支援を図ること。

○秋田県五城目町の内川川に架かる湯ノ又橋について、流木がたまり越水したことを踏まえ、流木がたまりにくい構造に変えるなど、改良復旧を行うこと。同様に橋梁に流木がたまり越水した静岡県松崎町の太田川についても、改良復旧を行うこと。

○石川県内を流れる梯川・鍋谷川など河川の拡幅改修・整備の早期促進を図ること。また、内水氾濫を防ぐため梯川へのポンプ排水を行っていたが、梯川が越水する恐れがあったことから排水を停止した。排水停止の判断の検証と住民説明を行うこと。

○氾濫した滋賀県の高時川について、流域治水の観点も含めた河川改修を行うこと。

○新潟県関川村の鷹の巣温泉や湯沢温泉地内では、護岸の損壊や土砂流出など観光業に多大な影響がでている。早期再開に向けて、被災事業者に寄り添った支援を講ずること。

○静岡県松崎町で被害に遭った民宿への支援を行うこと。また、復旧していない入谷配水池の復旧を急ぐこと。

5. 災害廃棄物の処理等

○被災地域において発生が見込まれる大量の災害廃棄物等について、処理に係る必要な予算の確保を行うこと。水田や農地、住宅地や私有地に入った土砂等の撤去についても速やかに進むよう、国として最大限サポートすること。

○災害ごみの処理について、悪臭防止策に努めること。また災害ボランティアのご意見を踏まえ適切に処理をすること。

○受入れボランティアの方の新型コロナウイルス対策や熱中症対策、また、避難所においても両対策を講じること。

以上